

和泉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（概要）

市長公室人事課

1 主な改正の理由

人事院勧告を受け、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行うとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

- (1) 子の出生後57日間以内の非常勤職員の育休取得要件の緩和【第2条第3号ア】
人事院勧告を受け、任期満了等についての育休要件を「子が1歳6か月になる日までに任期満了等することが明らかでないこと」を「子の出生後57日と6月が経過する日までに任期満了することが明らかでないこと」に緩和する。
- (2) 子が1歳以降の非常勤職員の育休取得の柔軟化【第2条の2第3号・第2条の3】
人事院勧告を受け、すでに育休取得しており、引き続き、子が1歳になった日の翌日から育休取得する場合に、1歳6か月まで育休取得できるものであったが、その配偶者が育休している場合は、その育休が終了する以前の日から1歳6か月まで育休を取得できるものに柔軟化する（子が1歳6か月から2歳間の育休も同様）。
- (3) 育休の取得回数制限の緩和に伴う改正【第3条第5号・第8条の3第6号】
これまでの育休の取得が原則1回であったなかで、特例的に「育児休業等計画書」による申出により、2回取得することができたが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育休の取得が原則2回となり、「育児休業等計画書」を出すまでもなく2回取得できるようになったため、当該特例規定を削除する。また、計画書の提出は、育児短時間勤務の特例を受けるときのみになることから、「育児短時間勤務計画書」に名称を改める。
- (4) その他所要の規定の整備

3 施行期日

令和4年10月1日

4 経過措置

施行期日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の条例第3条第5号及び第8条の3第6号の規定の適用は、なお従前の例による。

和泉市手数料条例の一部改正について（概要）

都市デザイン部建築・開発指導室

1 主な改正の理由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の施行に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定等に係る手数料の額を規定するほか、生じた項ずれに係る規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

- (1) 第2条第1項第17号の2並びに別表第2の2及び別表第2の6中に、長期優良住宅維持保全計画の認定等に係る手数料について規定する。なお、手数料の額は大阪府及び大阪府下の特定行政庁にて同額とする。

【根拠】

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の改正により、法第5条第6項及び第7項に、建設された住宅のうち、その構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて、増改築行為を行うことなく、長期優良住宅維持保全計画を認定し、当該住宅を長期優良住宅とする仕組みが新たに規定された。

この仕組みにおける申請に係る手数料の額は、増改築の認定申請に係る手数料の額と同額であることから、別表においてそれを明記する必要がある。

- (2) 別表第2の6中の項ずれする条文を引用する箇所を改正する。

【根拠】

上述のとおり、法改正により、法第5条第6項及び第7項が加えられ、旧第5条第6項が第5条第8項に項ずれすることとなったため。

3 施行期日

令和4年10月1日から施行する。